

(別紙)

告知された虚偽事実目録

- 1 「被告 A は原告の元デザイナーである。」「数年前に独立した。」
- 2 「原告デザイナーとして FOXEY BOUTIQUE ラインの商品及び毛皮のデザインを担当していた。」
- 3 「ミラネーゼを含む原告商品は、被告 A がデザインした。」
- 4 「被告会社商品は、原告商品と同じ生地を使用しているため、原告商品と素材は同等であり、原告で購入するより安価で得である。」
- 5 「被告会社商品は、原告と同じ工場を利用しているため、原告と裁断及び縫製等の仕立技術は同等であり、原告で購入するより安価で得である。」
- 6 「被告会社は、原告商品と同じ（同種同等を含む。）又は原告商品以上の商品をオーダー・メイドで原告よりも安価で作ることができる。原告から購入するより得である。」
- 7 「訴外 B と会った。」「訴外 B が被告会社商品を褒めた。」
- 8 「原告のチンチラは止めた方がいい。」「原告の毛皮は革を伸ばして長さを出しているから、革がものすごく薄くなっている。そのためすぐにボロボロになりお直しに出すお客さんが多い。毛皮そのものの質も悪い。」「被告 A は原告にいたので原告のことはよくわかっている。」
- 9 「B'（訴外 B）の胸が小さいから、原告の服は、胸回りが小さくデザインされている。そのため、着用すると苦しい。」
- 10 「訴外 C はデザイナーとしての能力が無い。」「訴外 C が原告の他のデザイナーを全員辞めさせた。」
- 11 「被告会社商品のベロア生地は、平成 28 年 9 月に実施される原告

フェアで販売されるベロア商品と同じベロア生地であるため，原告で購入するより得である。」

1 2 「レ・アルは，原告商品と同じニット工場である波塚メリヤスに委託して製作した。ニット素材を斜めに美しく裁断できる特殊な技術があるのは波塚メリヤスだけであり，レ・アルにもこれを採用した。原告で購入するより安価であり得である。」

1 3 「この前，B'（訴外Bの呼称）と会った。B' がセーブルファーを素敵ねと褒めた上，「欲しいわ。」と言ったのであげた。」

1 4 「原告が原告の顧客以外の第三者に対し，原告顧客と第三者の関係悪化を目的として，何らの理由なく，当該顧客による購入日時，購入品名，購入数及び購入金額が記載された購入履歴一覧表を送り付け，公開した。」

1 5 （訴外Bを示して）①「人間の形をした悪魔」②「男性らしい女性は残虐」③「60代の女性は怖くて残虐」④「エレガントとは程遠い」⑤「ヤクザみたいだ」

1 6 （原告の本件訴訟活動等を示して）①「やり方が汚い」②「口封じ」③「強迫」④「圧力をかける」⑤「被告会社に対する妨害」⑥「いじめ」⑦「古巣からの酷い（むごい）仕打ち」⑧「犬鍋にされる」

以上

(別紙)

被告 A 略歴目録

- 1 原告「注意喚起」掲載（平成 28 年 9 月 26 日午後 4 時頃）以前の表示

国内ブランド・フォクシー FOXEY のデザイナーとして FOXEY INTERNATIONAL に入社。 FOXEY BOUTIQUE ラインのデザインを担当。
ドラマタイアップ<やまとなでしこ>、フォクシー伊勢丹店出店、
名古屋店リニューアル、青山店リニューアルなどの企画に従事。

- 2 原告「注意喚起」掲載直後に削除修正された表示

国内ブランド・フォクシー FOXEY INTERNATIONAL に入社。企画・デザインを担当。

- 3 現在の表示

国内ブランド・フォクシー FOXEY INTERNATIONAL にデザイナーとして入社。 FOXEY BOUTIQUE ラインの商品企画・デザインを担当。

以上

(別紙)

謝罪広告等目録

1 謝罪文

(1) 見出し

「謝罪文」

(2) 本文（ただし，日付は広告掲載の日とする。）

弊社及び同代表取締役 A（以下「A」といいます。）は，多数のお客様に対し，Aが株式会社フォクシーにデザイナーとして採用された事実が無いにも関わらず，①「株式会社フォクシーの元デザイナーである。」と経歴を偽り，②「株式会社フォクシーのデザイナーとして FOXEY BOUTIQUE ラインの商品及び毛皮のデザインを担当していた。」及び③「ミラネーゼを含む株式会社フォクシーの商品は，Aがデザインした。」などと虚偽の事実を告知しました。

また，弊社及びAは，弊社商品が株式会社フォクシーと同じ生地を使用するものでなく，同じ工場で製造されたもので無いにもかかわらず，弊社商品説明として，④「株式会社フォクシーと同じ生地を使用している。」⑤「株式会社フォクシーと同じ工場を利用している。」などと虚偽の事実を告知しました。

さらに，弊社及びAは，⑥「株式会社フォクシーが顧客以外の第三者に対し，顧客と第三者の関係悪化を目的として，何らの理由なく，当該顧客による購入日時，購入品名，購入数及び購入金額が記載された購入履歴一覧表を送り付け，公開した。」旨の虚偽の事実を流布しました。加えて，弊社及びAは，株式会社フォクシーを不当に非難し，同社オーナーデザイナー B 氏を著しく侮辱する旨の虚偽の事実を流布告知しました。

Aは、株式会社フォクシーの元デザイナーではなく、同社商品をデザインした事実はありません。また、弊社商品は、株式会社フォクシーと同じ生地及び同じ工場で製造されたものではありません。弊社及びAが流布告知した上記①から⑥までの事実はいずれも虚偽です。

つきましては、弊社及びAが、上記①から⑥の虚偽の事実を流布告知したこと、株式会社フォクシーを不当に非難したこと及び同社オーナーデザイナーB氏を著しく侮辱する旨の虚偽の事実を流布告知したことを全て撤回の上謝罪いたします。

今後、かかる行為を行わないことを誓約し、多くのお客様、株式会社フォクシー及び同社オーナーデザイナーB氏に対し、心よりお詫び申し上げます。

平成 年 月 日

株式会社ローブデコルテ

代表取締役 A

以上

2 掲載箇所

(1) 被告会社ホームページのトップページ

サイト名 「ローブデコルテブランドサイト」

URL <http://> 以下省略

掲載位置 トップページを開いた際に閲覧媒体の画面中央に表示される容易に識別できる位置

(2) 被告会社オンラインショップのトップページ

サイト名 「ローブデコルテオンラインブティック」

URL http:// 以下省略

掲載位置 トップページを開いた際に閲覧媒体の画面中央に表示される容易に識別できる位置

3 掲載条件

(1) 活字の大きさ等 本目録記載1の「謝罪文」がそれ以外の表示と区別して容易に識別できる状態

(2) 書体・色等 ゴシック体 太字 赤

(3) 文字の背景色 白色

(4) 掲載期間

掲載の日から3年間が経過する日まで

以上